

(公印省略)

事務連絡
平成19年11月27日

会員各位

(社)福岡県産業廃棄物協会
事務局

石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）

拝啓、深冷の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について環境省より、福岡県 環境部 廃棄物対策課を通じて別紙のとおり、平成17年3月30日付「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」及び「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」が廃止され、新たに「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」がとりまとめられた旨の通知がありましたのでお知らせ致します。

詳細につきましては、環境省ホームページにおいてマニュアルを閲覧することができます。

なお、閲覧できない方は、事務局宛(092-651-1196)にご連絡ください。

記

「環境省ホームページ（ガイドライン）」

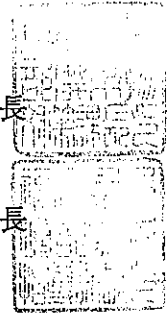
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html>

19 廃第1792号
19 監指第1215号
平成19年11月19日

(社) 福岡県産業廃棄物協会会長 殿

福岡県環境部廃棄物対策課長

福岡県環境部監視指導課長



石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）

本県の廃棄物行政につきまして、格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
標記の件については、別添写しのとおり環境省から通知がありました。

つきましては、新たにとりまとめられた「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に沿った対応が図られるよう、貴協会会員等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知により、平成17年3月30日付け環廃産発第050330010号通知「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」及び「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」は廃止されますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。



環廃対発第071105002号
環廃産発第071105005号
平成19年11月5日

各都道府県・各政令市 廃棄物行政主幹部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長
(公印省略)

産業廃棄物課長
(公印省略)

適正処理・不法投棄対策室長
(公印省略)

石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）

石綿を含有する廃棄物の処理については、「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」（平成17年3月30日付け環廃産発第050330010号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知）の別添「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に沿った適正処理の確保を図っていただいているところである。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第250号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第23号）の施行を踏まえ、新たに「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を別添のとおりとりまとめたので通知する。

貴職におかれては、本マニュアルを関係者に周知し、本マニュアルに沿った石綿含有廃棄物等の適正な処理の確保が図られるよう指導の徹底に努められたい。また、平成17年3月30日付け環廃産発第050330010号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。